



島根県報

平成23年10月11日（火）

号外 第 177 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第681号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------|--------|-----------------------|----------------|---------------------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 川本美郷線 | 邑智郡美郷町都賀行190番8地先から同番1地先まで | 前 | メートル 3.00～ 5.00 | メートル 151.00 | 県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 6.00～ 11.00 | 151.00 | |
| " | 白上横田線 | 益田市白上町イ1378番3地先から同町イ1379番3地先まで | 前 | 4.10～ 5.10 | 10.00 | 益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 4.10～ 7.50 | 10.00 | |

島根県告示第682号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年10月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|---------------------------|----------------|-----------------|---------------|----|
| 県道 | 川本美郷線 | 邑智郡美郷町都賀行207番地先から同9番4地先まで | メートル 121.00 | 平成23年 10月11日 | 県央県土整備 事務所 | |
| 〃 | 〃 | 邑智郡美郷町都賀行190番8地先から同番1地先まで | 151.00 | 平成23年 10月11日 | | |